

特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会 運営要領

- 1．座長は、検討会の進行を務める。
- 2．座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 3．検討会は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、検討会の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4．検討会の撮影及び中継は不可とする（会議の冒頭等において、全体の風景を撮影する場合を除く。）。
- 5．検討会での配布資料は、原則として検討会終了後速やかに公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合には、配布資料の全部又は一部を公開しないことができる。
- 6．検討会終了後、速やかに議事録を作成し、これを公表するものとする。
- 7．座長は、必要に応じ、適当と認める者を検討会に参加させることができる。
- 8．この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。
- 9．検討会の庶務は、消費者庁消費者制度課において処理する。

以 上